

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………
- ……………(生活文化局文化振興部文化事業課)…一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
- 建築基準法による一団地の区域(三件)……………(同)…一
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)…六

告示

●東京都告示第五十号
都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)第四条の規定に基づき、令和三年都民の日に利用料、利用料金及び使用料(定期入場券を除く。)を免除する都の施設を次のように指定する。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 利用料を免除する施設
東京港野鳥公園
- 二 利用料金(一)から(九)までは、東京都立公園条例施行規則(昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。)別表第六 三の項に規定する入場料に限る。)を免除する施設
 - (一) 浜離宮恩賜庭園
 - (二) 旧芝離宮恩賜庭園
 - (三) 小石川後楽園
 - (四) 六義園
 - (五) 旧岩崎邸庭園
 - (六) 向島百花園
 - (七) 清澄庭園
 - (八) 旧古河庭園
 - (九) 殿ヶ谷戸庭園
 - (十) 東京都江戸東京博物館本館(常設展)
 - (十一) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
 - (十二) 東京都写真美術館(収蔵展)
 - (十三) 東京都現代美術館(常設展)
 - (十四) 東京都庭園美術館(庭園)
- 三 使用料(一)から(六)までは、規則別表第五 二の部(二)

項から(五)の項までに規定する入場料に限る。)を免除する施設

- (一) 神代植物公園
- (二) 多摩動物公園
- (三) 恩賜上野動物園
- (四) 葛西臨海水族園
- (五) 井の頭自然文化園
- (六) 夢の島熱帯植物館
- (七) 東京都八王子労政会館(体育室)

●東京都告示第五十一号

昭和六十三年東京都告示第五十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

- | | |
|---|------------|
| 認定を取り消した区域の地名地番 | 取消年月日 |
| 港区芝浦一丁目一番一、同番二、同番五、同番七、同番八、同番十三から同番十八まで及び同番二十 | 令和三年七月二十九日 |

●東京都告示第五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区芝浦一丁目一番一の一部、同番二の二の一部、同番五、同番七、同番八から同番十までの各一部、同番十一から同番十四まで、同番十五の一部、同番十六の一部、同番十七、同番十八、同番十九の一部、同番二十、同番二十一、同番二十四の一部、同番二十七、同番二十九の一部、同番三十、同番三十三の一部、同番三十五、同番三十六から同番四十までの各一部、同番四十一、同番四十四、同番四十八の一部、同番六十一の一部及び同番七十三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区霞が関一丁目九番及び十番 令和三年八月三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区東大井六丁目千三百三番十二から同番十七まで、同番七十七から同番七十九まで及び同番八十一から同番八十五まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路 令和三年七月九日

稲城市大字矢野口字宿千五十二番九、同番十一、千六十一番四、千六十二番三、千六十三番一、同番二、千六十三番一、同番二、千八十四番、千八十五番一及び同番三の各一部 仮換地 五十九街区 大字 矢野口字宿千五十二番一、千六十一番一(甲)、千六十一番一(乙)、千六十一番一(甲)、千六十一番一(乙)、千六十二番一、千六十三番一、千八十七番二(乙)、千八十七番二(甲)、千八十九番一及び保留地一、二の各一部

延長 六四・二〇 幅員 二・二二、二・七三

●東京都告示第千五百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

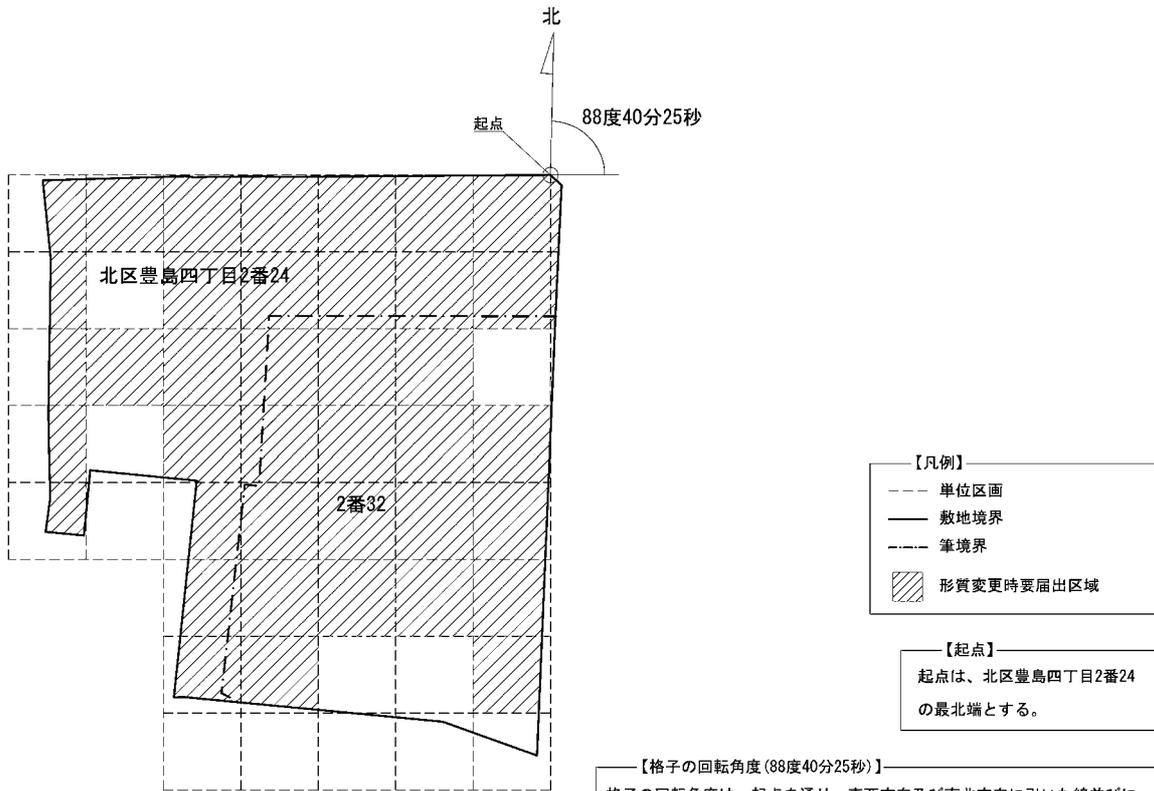
令和三年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区豊島四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(88度40分25秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

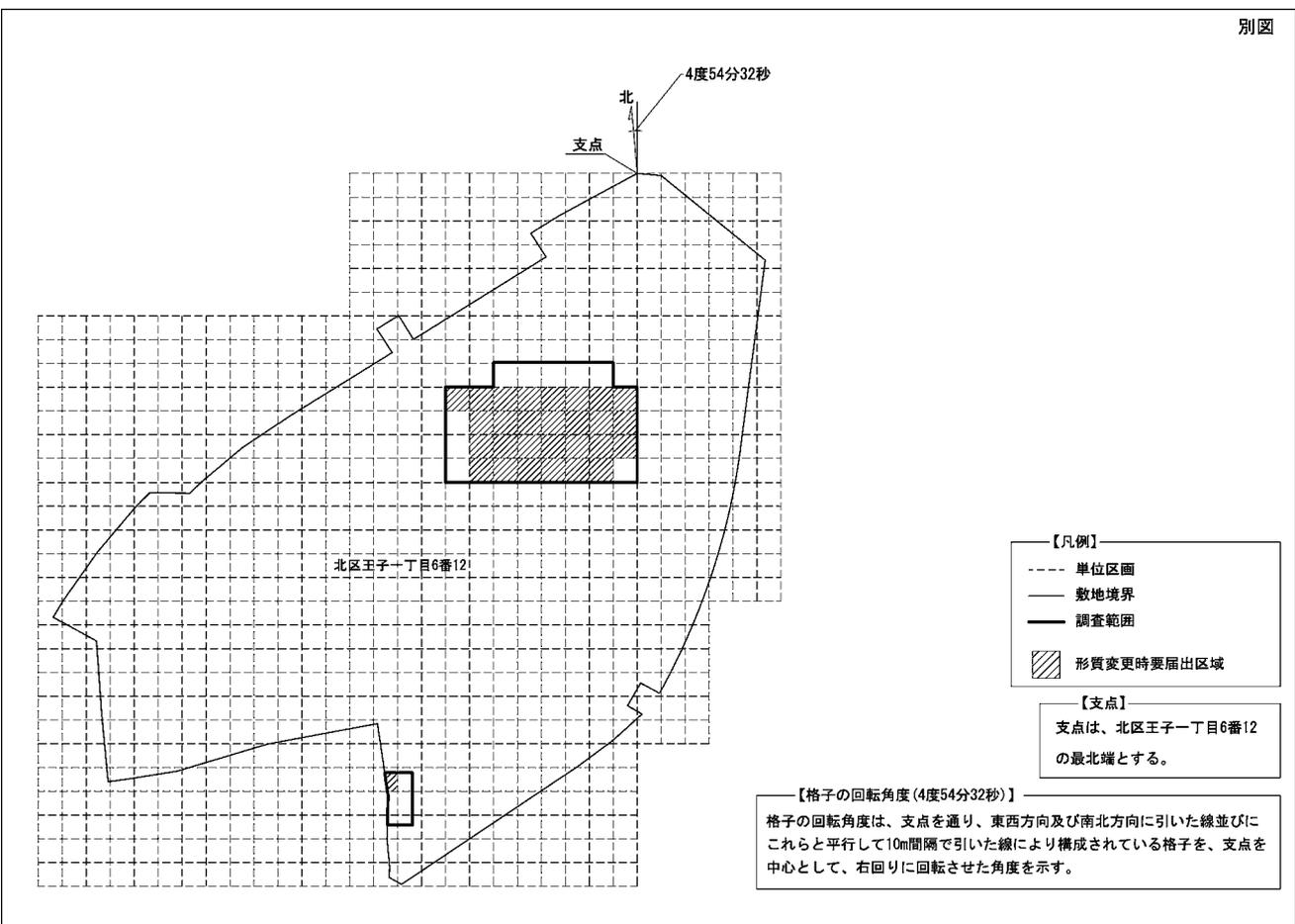
令和三年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区王子一丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市南沢三丁目二百十
七番一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一	店舗名	玉川高島屋ショッピングセンター
二	店舗所在地	世田谷区玉川三丁目十七番一号
三	設置者名	東神開発株式会社ほか二名
四	設置者住所	世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社マギーほか百七十八名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社マギーほか百九十二名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社三陽商会ほか二十名
八	変更前の小売業者の住所	中央区日本橋富沢町十一番地十二(ロフテール株式会社)ほか
九	変更後の小売業者の住所	千代田区大手町二丁目二番一号(ロフテール株式会社)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	中山 雅之(株式会社三陽商会)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	大江 伸治(株式会社三陽商会)ほか
十二	変更日	令和三年二月二十八日ほか
十三	届出日	令和三年七月十六日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和三年八月二十四日から同年十二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	東急五反田ビル(五反田東急スクエア)
二	店舗所在地	品川区東五反田二丁目一番二号
三	設置者名	東急株式会社
四	設置者住所	渋谷区南平台町五番六号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ストアほか二十二名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ストアほか二十二名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	東京シャツ株式会社ほか二名
八	変更前の小売業者の代表者名	鈴木 弘之(東京シャツ株式会社)ほか
九	変更後の小売業者の代表者名	左座 邦晴(東京シャツ株式会社)ほか
十	変更日	令和三年四月一日ほか
十一	届出日	令和三年七月二十六日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和三年八月二十四日から同年十二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	ピーコックストア自由が丘店
二	店舗所在地	目黒区自由が丘二丁目十五番四号
三	設置者名	イオンマーケット株式会社
四	設置者住所	杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号
五	変更前の設置者の代表者名	豊田 靖彦
六	変更後の設置者の代表者名	乾 哲也
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	イオンマーケット株式会社
八	変更前の小売業者の代表者名	豊田 靖彦
九	変更後の小売業者の代表者名	乾 哲也
十	変更日	平成三十年三月一日
十一	届出日	令和三年八月六日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和三年八月二十四日から同年十月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。</p>		
一	店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二	店舗所在地	ピーコックストア自由が丘店 目黒区自由が丘二丁目十五番四号
三	設置者名	イオンマーケット株式会社
四	店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日	令和三年五月三十一日

発行	東京都
発	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
行	郵便番号 163-8001
定	価 本号 一箇月 六、六〇〇円
印刷所	勝美印刷株式会社
印刷	東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話	〇三(三三二)一一一(代)
郵便番号	113-0001

